

# 事業の進め方

おおむね  
2年

【①事業及び  
測量説明会の開催】



計画道路の沿道の皆さまにご理解いただくため、事業及び測量について説明を行います。

【②現況測量の実施】



この測量により、計画道路の位置がはっきりします。

【③事業概要及び  
用地測量説明会の開催】



計画道路範囲内及び隣接する方を対象に事業及び用地測量について説明を行います。

【④用地測量の実施】



この測量により、道路を造るために必要な土地の面積が確定します。

おおむね

5年〜7年

【⑦用地折衝・協議】



対象となる皆さまと、土地の取得・家屋移転などについて、個別に協議させていただきます。

【⑥用地説明会の開催】



用地取得の対象となる皆様（アパートなどの居住者の皆さまも含まれます。）に具体的な補償について説明します。また、家屋補償についても説明します。

【⑤事業着手の手続き】



都市計画法第59条により、事業着手の手続きをとります。

【⑧契約・補償金の  
支払い】



話し合いがまとまりますと、契約をとりかわし、補償金をお支払いします。

【⑨物件移転】



取得させていただく土地の家屋などの物件を移転していただきます。

【⑩工事のお知らせ】 【⑪工事の実施】 【⑫完成】



沿道の皆さまに、道路整備の工事について、チラシの配布等によりお知らせします。



沿道の皆さまにできるだけ迷惑の少ないように工事をを行います。



多くの皆さまのご理解とご協力により道路が完成します。

この道路整備についてのご質問、お問い合わせは、  
下記の連絡先までお願いいたします。

東京都第六建設事務所

道路整備全般に関しては 工事課工務係 TEL03(3882)1408  
測量全般に関しては 工事課木密測量担当係 TEL03(3882)1485

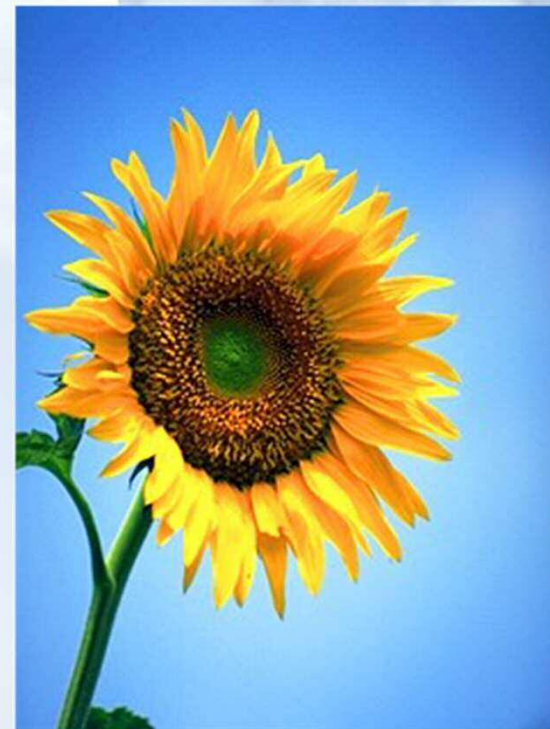
午前9時から午後5時30分まで(土曜、日曜、祝日は除きます)

平成25年10月作成

# 東京都市計画道路 補助線街路第90号線及び 幹線街路環状第4号線

荒川区南千住一丁目～町屋一丁目

## 道路整備計画のあらまし



東京都第六建設事務所



# 計画のあらまし

東京都では、市街地の延焼を遮断するなど、防災性の向上を図る都市計画道路の整備を進めています。

補助第90号線及び環状第4号線は、地域の道路交通の円滑化、安全性、防災性の向上、地域の発展に貢献するため整備します。

この道路が完成すると、次のような効果が期待されます。

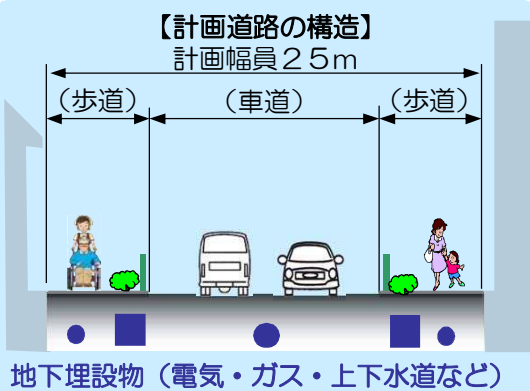
◆延焼遮断帯が形成され、大規模な市街地火災を防ぎます。

◆震災時の安全な避難路が確保されます。

◆緊急車両等の通行路が確保され、救助・救援活動が円滑に行われます。

### 【計画の概要】

- 都市計画道路名 東京都市計画道路  
補助線街路第90号線  
幹線街路環状第4号線
- 都市計画決定 【補90】 昭和21年 4月25日  
戦災復興院告示第15号  
【環4】 昭和21年 3月26日  
戦災復興院告示第3号
- 延長及び区間 延長：約1650m  
区間：荒川区南千住一丁目から  
荒川区町屋一丁目
- 計画幅員 【補90】 25m  
【環4】 30m



# 現況測量、用地測量の概要(平成25～26年度)

## 現況測量とは・・・

- 都市計画道路予定区域とその周辺にある建物、樹木、塀及び道路等の形状を調査し、現況の地形を表す現況平面図を作成します。
- できあがった図面に道路の計画線を書き入れて、計画道路の位置を明らかにします。
- また、都市計画線の幅や計画道路の中心線を現地に標示するために杭または鎮を設置します。



## 用地測量とは・・・

- 都市計画道路に係る土地について、現地において**関係権利者の立会**のうえ、隣接する土地との境界等を調査・確認します。
- 境界確認に基づき一筆ごとに土地の測量を行い、用地取得に必要な面積の算出及び図面を作成します。
- 下の【測量図(例)】で、たとえば、Aの方の土地の用地測量を行う場合は、Bの方とEの方だけでなく、Cの方やDの方にも境界を確認するために立会をお願いすることになります。
- また、一筆の土地に異なる利用形態及び権利があるときは、利用形態や権利ごとに確認を行います。
- そのほか、既存の道路等の公共用地と隣接している土地の場合は、公私境界についても確認の立会をお願いします。

